



○内閣法（昭和二十二年法律第五号） 抄

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十三条 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

2 内閣官房長官は、国務大臣をもつて充てる。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。

第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに

5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

- 第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。
- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。
- 第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。
- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。
- 3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。
- 第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。
- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- 3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。
- 第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。
- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。
- 3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
- 第二十条 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国务大臣に附属する秘書官を置く。
- 2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。
- 3 第一項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、国务大臣に附属する秘書官は、国务大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。
- 第二十一条 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。
- 2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。
- 第二十二条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。
- 第二十三条 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）抄

第十一条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（設置）

第二十五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 本部は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員をもって組織する。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長）

第二十八条 本部の長は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長）

第二十九条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員）

第三十条 本部に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。  
2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十三条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)抄

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監

- 五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国务大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
- 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
- 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
- 十二の二 日本学士院会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十九条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号掲げる事務に従事する職員で同法第三十九条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）
- 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員
- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。
- ⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。
- ⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払ってはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

( 服務の根本基準 )

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

( 法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止 )

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

②・③ 略

( 信用失墜行為の禁止 )

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

( 秘密を守る義務 )

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

③・⑤ 略

○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号) 抄

( 目的及び適用範囲 )

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 会計検査院長及びその他の検査官

四 人事院総裁及びその他の人事官

五 内閣法制局長官

六 内閣官房副長官

別表第一 (第三条関係)

- 七 内閣危機管理監
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十二 略

官職名	俸給月額
(略) 検査官 (会計検査院長を除く。) 人事官 (人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	(略) 一、二二二、〇〇〇円
(略)	(略)